

○内閣府令第 号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

厚生労働大臣 田村 憲久

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

別紙様式第一号（記載上の注意を除く。）、別紙様式第二号から別紙様式第四号まで、別紙様式第五号（記載上の注意を除く。）及び別紙様式第六号から別紙様式第八号まで中「五」を削る。

（労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正）

第二条 労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年 内 厚生

閣府令第七号)の一部を次のように改正する。
労働省

第三条第三項及び第六条第五項中「記名押印し」を「記名し」に改める。

様式第一から様式第四まで中「㊦」を削る。

(労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正)

第三条 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令(平成十七年内閣府令第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「(平成十七年法律第八十六号)」の下に「第四百九十二条第四項、」を加える。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。